第十七条の四を第百五条とする。

第十七条の三第二項中「別記様式第十四号の四」を「別記様式第八十一号」に、「別記様式第十四号の五」を「別記様式第八十二号」に改め、同条を第百四条とする。

第十七条の二第二項及び第三項中「別記様式第十四号の四」を「別記様式第八十一号」に改め、同条を第百三条とする。

第十七条を第百二条とする。

第十六条の四第一項及び第二項中「別記様式第十四号の三」を「別記様式第八十号」に改め、同条を第百一条とする。

第十六条の三を第百条とする。

第十六条の二の四中「別記様式第十二号の三の四」を「別記様式第四十一号」に改め、同条を第九十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（確認又は許可証の提示の方法）

第九十九条　法第二十一条の二第一項及び第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　譲受人又は借受人（以下「譲受人等」という。以下同じ。）が法第三条第一項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号又は第十二号に該当することを確認する場合　次のいずれかによる方法

イ　譲受人等に対して法第三条第一項第二号の二、第四号の四、第四号の五、第八号又は第十二号に掲げる銃砲又は刀剣類（以下「特定銃砲刀剣類」という。）を、譲受人等又はその使用人に直接交付することにより譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該譲受人等が銃砲若しくは刀剣類の管理に係る職務を行う国若しくは地方公共団体の職員であることを証明する書類、当該譲受人等に係る教習射撃場指定書若しくは練習射撃場指定書、当該譲受人等が武器等製造法の猟銃等販売事業者であることを証明する書類又は当該譲受人等に係る銃砲刀剣類製造等届出書（以下「証明書類」と総称する。）（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）の提示を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受ける方法

ロ　譲受人等に対して貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項の一般貨物自動車運送事業又は同条第三項の特定貨物自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）の行う運送を利用することにより特定銃砲刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合（ハに掲げる場合を除く。）にあつては、当該利用の前に証明書類の提示又はその写しの送付を受け、及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

ハ　譲受人等に対してイ又はロの方法により譲渡し又は貸付けを行つた日から三年を経過する日前に、当該譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより当該譲渡し又は貸付けと同一の証明書類に係る特定銃砲刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該証明書類の内容に変更がない旨及び当該譲受人等が職務又は業務のために当該特定銃砲刀剣類を所持しようとする旨の説明を受け、並びに当該貨物自動車運送事業者に当該特定銃砲刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等又はその使用人であることを当該証明書類（使用人である場合にあつては、当該証明書類及び当該譲受人等の使用人であることを証明する書類）により確認させる方法

二　譲受人等から法第七条第一項の許可証の提示を受ける場合　次のいずれかによる方法

イ　譲受人等に対して銃砲又は刀剣類を直接譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示を受ける方法

ロ　譲受人等に対して貨物自動車運送事業者の行う運送を利用することにより銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付ける場合にあつては、当該利用の前に当該銃砲又は刀剣類に係る許可証の提示又は送付を受け、及び当該貨物自動車運送事業者に当該銃砲又は刀剣類の交付の相手方が当該譲受人等であることを道路交通法第九十二条第一項に規定する運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（当該譲受人等の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、譲受人等が本人であることを確認するに足りるものにより確認させる方法

第十六条の二の三中「別記様式第十四号の二の三」を「別記様式第七十九号」に改め、同条を第九十七条とする。

第十六条の二の二中「別記様式第十四号の二の二」を「別記様式第七十八号」に改め、同条を第九十六条とする。

第十六条の二中「別記様式第十四号の二」を「別記様式第七十七号」に改め、同条を第九十五条とする。

第十六条中「別記様式第十四号」を「別記様式第七十六号」に改め、同条を第九十四条とする。

第十五条の二を第九十三条とする。

第十四条第二号ハ中「別記様式第十三号」を「別記様式第七十五号」に改め、同条を第九十二条とする。

第十四条第一項及び第二項中「別記様式第十二号の二十」を「別記様式第七十三号」に改め、同条第四項中「別記様式第十二号の二十一」を「別記様式第七十四号」に改め、同条を第九十一条とする。

第十三条中「第七条の二第一号」を「第三十四条第一号」に改め、同条を第九十条とする。

第十二条の三を第八十九条とし、第十二条の二を第八十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（帳簿）

第八十八条　法第十条の五の二の内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

一　実包を製造した場合　製造した実包の種類及び数量並びに製造した年月日

二　実包を譲り渡した場合　譲り渡した実包の種類及び数量、譲り渡した年月日並びに相手方の住所及び氏名

三　実包を譲り受けた場合　譲り受けた実包の種類及び数量、譲り受けた年月日並びに相手方の住所及び氏名

四　実包を交付した場合　交付した実包の種類及び数量、交付した年月日並びに相手方の住所及び氏名

五　実包を交付された場合　交付された実包の種類及び数量、交付された年月日並びに相手方の住所及び氏名

六　実包を消費した場合　消費した実包の種類及び数量並びに消費した年月日及び場所

七　実包を廃棄した場合　廃棄した実包の種類及び数量並びに廃棄した年月日

2　法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において実包を消費したときは、法第十条の五の二に規定する帳簿に当該実包の数量を疎明する書面を添付しなければならない。

3　法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けた者は、法第十条の五の二の帳簿を、最終の記載をした日から三年間保存しなければならない。

第十二条を第八十六条とし、第十一条の三十五を第八十四条とし、同条の次に次の一条を加える。